平成２６年（フ）第８９２号
札幌市西区発寒４条６丁目２番15号　ハイツ都美３号
債務者　山崎　龍司
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９号
青森県十和田市元町東５丁目12番22号　ムツミハイムＢ―203
債務者　福丸　信広
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第２５号
宮城県石巻市南境字新小堤25番地１　仮設南境第七団地46―５号、前住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王前10番地１　メゾン阿部藤101号
債務者　菅原マリ子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
山形県鶴岡市下川字関根146番地３
債務者　須田　博幸
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１５４号
相模原市中央区千代田３丁目15番９号　ヨーロピアン千代田207
債務者　千葉　雅子（旧姓室井）
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１５５号
相模原市中央区横山４丁目22番２号
債務者　谷口　武士
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１５６号
相模原市中央区南橋本１丁目20番11―205号
債務者　広部　裕子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１５７号
神奈川県座間市立野台１丁目９番９号　加藤ハイツＡ―102号
債務者　菊池　隼人
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１５８号
神奈川県座間市立野台１丁目９番９号　加藤ハイツＡ―102号
債務者　菊池　　幸
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８７号
堺市堺区大仙中町２番13―514号、前住所堺市堺区旭通１番17号
債務者　河村　隆司
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４１５号
堺市堺区山本町１丁20番地２　ソルプラーサ堺1409号
債務者　金沢　光雄
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４３２号
堺市堺区七条通３番１号
債務者　東　智枝美（旧姓加納）
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４５１号
堺市北区百舌鳥梅北町３丁125番地40　鳳来マンション105号
債務者　森田　光行
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４７７号
堺市東区菩提町４丁167番地44、前住所堺市中区土師町５丁15番55号
債務者　岩﨑　京子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４８６号
堺市西区神野町１丁９番３号
債務者　秋山　欣也
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
岩手県滝沢市柳沢1216番地
債務者　工藤　由信
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部